日向市地域コミュニティ推進基本方針(概要版)

令和3年3月

第1章 方針の策定にあたって

1 策定の目的

- 〇少子化・超高齢化、人口減少の進展をはじめ、各団体(自治会(区)や地域コミュニティ組織(まちづくり協議会)など)の担い手不足などにより、地域コミュニティの活力の低下の懸念
- ○核家族化の進展や個人の価値観の変化、市民ニーズの多様化・複雑化、新型コロナウイルス感染 症の影響による急激な生活の変化



今日の社会の中では、時代と地域に応じた地域コミュニティのあり方を構築していくことが必要であり、市民、事業所、NPO、行政等がお互いに協力し合い、これまで以上に連携・協働をしていくことが重要となっています。

このようなことから、今後の地域コミュニティの維持及び向上を推進するための指針として、「日向市地域コミュニティ推進基本方針」を策定します。

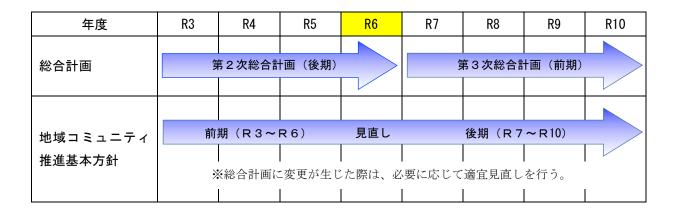
2 計画の位置づけ

- ○地域コミュニティの維持向上を図り、市民がいつまでも安心して暮らせるために、市民、事業所、 NPO、行政等が連携して取り組んでいく共通指針
- ○第2次日向市総合計画・後期基本計画(計画期間:令和3(2021)年度~令和6(2024)年度)で定める地域コミュニティの施策を推進するための具体的な取組

3 計画期間

○令和3(2021)年度から令和10(2028)年度までの8年間

第2次日向市総合計画・後期基本計画にあわせ、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度の4年間を前期とし、次期総合計画(第3次)・前期計画の令和7(2025)年度から令和10(2028)年度の4年間を後期と位置付けます。



第2章 本市の現状と課題

1 本市の人口予測

○国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の令和元(2019)年推計では、本市の令和27(2045)年の人口は、45,498人と平成27(2015)年の61,761人から16,263人、26.3%減少すると予測されています。

そのまま、人口減少が続くと令和 47 (2065) 年の本市の人口は、34,028 人となり平成 27 (2015) 年と比較して 44.9%減少すると予測されています。

○本市に在住している外国人は増加しています。

2 地域コミュニティを取り巻く課題

区では 加入世帯の減少や地域全体の高齢化などによる担い手不足等により役員や参加者が 固定化してしまい、負担感が増しているという課題や価値観の多様化により、住民同 士のつながりが希薄化するなど様々な課題が生じています。

地域では 高齢者の見守りや子育て、防犯、防災など、単体の区や団体では対応が難しい複雑化、 広域化する課題が増えてきています。



市民一人ひとりが地域の一員であるとともに、地域課題は「我が事」であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、そして、最も身近なコミュニティ組織である区が活発化し、各種団体が地域課題の解決のために力を合わせていくことが必要不可欠となっています。

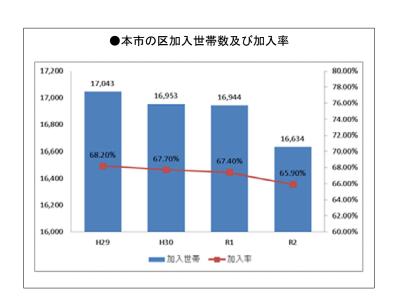
3 区の現状と課題

○本市には、90 の区と6 の独立班が あります。

区の加入率は、平成29(2017)年度に68.2%であったものが、令和2(2020)年度には65.9%と、この4年で2.3ポイント減少。

このままの状況で推移すると、減 少傾向が続くものと予測されます。

○減少の要因としては、高齢者世帯 が福祉施設等に入所や転居し区を 脱会したり、集合住宅等に入居す る単身世帯において区に加入しな



い方が増加していることなどが考えられます。

【区が担っている主な取組】

- ○地域コミュニティの根幹的活動
- ○公共の担い手

【主な課題】

- ○担い手の確保・人材育成
- ○区加入率の低下

4 まちづくり協議会の現状と課題

○細島・平岩・塩見・東郷の各地区とも「持続可能な安心して住み続けることができるまちづくり」 を目的に、それぞれの地域の特色を活かした活動が展開されるなど、住民主体の地域づくりと活 性化が図られています。

放課後こども教室の受託や公の施設の指定管理業務の受託など、「公共の担い手」としても貢献 しており、協議会の活動をとおして、協働のまちづくりが推進されています。

○まちづくり協議会の活動内容が地域の全ての住民に十分に認識されていないことや組織内の高 齢化もあり、人材の確保を含めた組織づくりや財源確保への継続的な取組が課題となっています。

【まちづくり協議会が担っている主な取組】	【主な課題】
○区との連携	○会員の確保・人材育成
○地域の活性化	○財源確保のあり方
○公共の担い手	

第3章 方針の基本的方向性

1 地域コミュニティの将来像

人口減少社会においても、住民主体の地域活動が活発化し、住民自らが積極的に地域課題の解決に取り組み、住民や区、まちづくり協議会、企業、NPO、学校そして行政など様々な主体が協働し、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域共生社会を目指します。

2 方針で目指す姿

(1)区活動等への参加・参画の推進

区の大切さを理解する人(担い手)及び区活動等に参加・参画する人の増加を目指します。

(2)多様な団体が連携した地域コミュニティの維持

区、まちづくり協議会、企業、NPO、学校、行政などがそれぞれの役割・活動を担い、また連携 しながら住民主体の様々な取組が進み、地域コミュニティの維持が図られていくことを目指します。

(3) 男女共同参画社会や多文化共生の視点を持ったまちづくり

性別を問わず、市民の皆さんがそれぞれの意見を尊重し合い、地域コミュニティの推進に取り組んでいくことを目指すとともに、在住外国人の増加等に伴うグローバル化の進展に対応するため、多文化共生の視点を持ったまちづくりを目指します。

3 方針の体系

本方針において取り組む方策の体系を次のとおりとします。

- 1. 区活動の維持・活性化
- 2. 多様な団体が連携した地域コミュニティの維持
- 3. 地域を担う人材の育成

第4章 方針の推進内容と具体的な取組

第3章で定めた「方針の体系」ごとに、下記の取組内容に応じた「具体的な取組」及び「取組主体」 を定め、本方針を推進していきます。

方針の体系	取組内容
1. 区活動の維持・活性化	 (1)区の継続的な運営・活動 (ア)区活動の負担軽減の工夫 (イ)区の再編 (ウ)区活動に対する行政支援 (2)区加入促進の取組 (ア)区活動の情報発信 (イ)区と関係団体、行政が連携した加入促進
2. 多様な団体が連携した地域コミュ ニティの維持	(1)まちづくり協議会の推進 (ア)まちづくり協議会の情報発信 (イ)圏域の課題解決のための取組 (ウ)自主財源の確保 (エ)協議会活動への参加・参画の促進(担い手の確保) (オ)行政の支援 (2)まちづくり協議会未設立地区について (ア)未設立地区の設立前後に対する取組・支援
3. 地域を担う人材の育成	(1)人材育成の取組 (ア)区長公民館長連合会による人材育成 (イ)まちづくり協議会による人材育成 (ウ)行政による人材育成



第5章 推進体制

区、まちづくり協議会、社会福祉協議会、事業所、NPO法人、学校、PTA、市民活動団体等と 行政が様々な取組を協働するほか、行政がコーディネート(連携を調整)し、各区と関係団体等との 連携を強化していくことによって、地域コミュニティの維持・向上を推進していきます。

